

住民監査請求に係る監査結果

令和4年7月28日付け監査監第627号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された江原大輔監査委員及び渋谷佳孝監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和3年度に●●●●議員（以下「X議員」という。）に交付された政務活動費のうち3万6,000円、及び●●●●議員（以下「Y議員」という。）に交付された政務活動費のうち3万6,000円は、いずれも政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで計7万2,000円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員及びY議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

1 Y議員は令和4年3月18日に、世界平和連合埼玉県連合会に対し令和3年4月分から令和4年3月分までの「世界思想」誌（以下「世界思想」という。）と「思想新聞」紙（以下「思想新聞」という。）の購読料3万6,000円を、資料購入費として政務活動費から支出した。（第1号証）

2 X議員は令和4年3月1日に、国際勝共連合埼玉県本部に対し令和3年分の「思想新聞」「月刊 View Point」（以下「View Point」という。）「月刊 真の家族」（以下「真の家族」という。）「世界思想」の新聞購読料・書籍購入費3万6,000円を、資料購入費として政務活動費から支出した。（第2号証）

3(1) 「世界思想」と「思想新聞」は国際勝共連合の機関誌と機関紙であり、年間購読料（送料込み）はそれぞれ1万800円と8,712円である。（第3号証）

<https://www.ifvoc.org/application/>

したがって両誌紙を併読した場合の購読料は合計1万9,512円であり、Y議員の「世界思想」と「思想新聞」の年間購読料と称した3万6,000円の支出は、使途運

用指針「3運用の基本指針 (1)政務活動費支出の原則」 「③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること」に違反する。(第4号証)

- (2) 「View Point」は日刊「世界日報」の保存版であり、6ヵ月の購読料(送料込み)3,799円で、年間購読すれば7,598円である。(第5号証)

https://book.vpoint.jp/products/detail.php?product_id=148

「真の家族」は真の家庭運動推進協議会(APTF)の機関誌であり、会員に送付されるものであるが、個人正会員は月額2,000円+書籍代500円となっており、機関誌だけを年間購読すれば6,000円になる。(第6号証)

<http://aptf.gr.jp/membership/>

したがって、「世界思想」「思想新聞」と「View Point」「真の家族」の年間購読料は合計3万3,110円であり、X議員の「思想新聞」「View Point」「真の家族」「世界思想」の年間購読料と称した3万6,000円の支出は、使途運用指針「3運用の基本指針 (1)政務活動費支出の原則」 「③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること」に違反する。(第4号証)

- (3) Y議員とX議員が「世界思想」「思想新聞」等の年間購読料として令和3年度に政務活動費から支出した金額は共に3万6,000円であるが、Y議員は上述した2誌紙だけ、X議員は2誌紙に加えて「View Point」「真の家族」の計4誌紙を購読している。なおX議員は令和2年度には「世界思想」「思想新聞」「View Point」の3誌紙の年間購読料として3万6,000円を支出していた。(第7号証)

購読している誌紙が「世界思想」「思想新聞」を含んで2種類や3種類、4種類と異なっても金額は同じ3万6,000円では、Y議員とX議員が政務活動費の支出として挙げている年間購読料は実態に即した金額とは言えない。各誌紙がHPで明示している購読料を上回る支出は、世界平和連合埼玉県連合会(Y議員)や国際勝共連合埼玉県本部(X議員)に対する寄付であると言わざるを得ない。

したがって、Y議員の世界平和連合埼玉県連合会に対する購読料支出、及びX議員の国際勝共連合埼玉県本部に対する購読料支出は、使途運用指針「3運用の基本指針 (2)実費弁償の原則」 「政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当します。」に違反する。(第4号証)

- 4(1) X議員が政務活動費を支払い、「世界思想」「思想新聞」を発行する国際勝共連合は、1968年に統一教会(現:世界平和統一家庭連合)の教祖である文鮮明氏が総裁となって韓国と日本で相次いで設立された政治団体である。(第8号証)

- (2) Y議員が政務活動費を支払った世界平和連合は、1991年に韓国・ソウルで、96年には日本でも創設された国際勝共連合の姉妹団体であり、総裁には文鮮明氏が就任した。(第9号証)

- (3) 「世界日報」は1975年に文鮮明氏が創刊した日刊紙である。(第10号証)

- (4) 真の家庭運動推進協議会(APTF)は文鮮明氏が提唱した理念に賛同する者が会員

になっており、そのほとんどが世界平和統一家庭連合の信徒である。（第11号証）

(5) 統一教会（現：世界平和統一家庭連合）は、靈感商法や多額の献金を強要したり、集団結婚などでかねてから社会的に問題となっている。このような反社会的な宗教組織関連団体の機関誌紙を政務活動費で年間購読し、かつ正規の購読料を上回る金額を支払って、統一教会関連団体に政務活動費を活用して実質的な寄付を行うことは、使途運用指針「6 その他 <政務活動費に該当しない経費>」「その他 条例の趣旨に合致しない経費、公職選挙法等の法令の規定に抵触する経費、私的な活動経費、社会通念上妥当な範囲を超える経費」に該当する違法な支出である。（第12号証）

5 したがって、Y議員が世界平和連合埼玉県連合会に対して政務活動費から支出した3万6,000円及びX議員が国際勝共連合埼玉県本部に対して政務活動費から支出した3万6,000円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

別紙事実証明書（第1号証～第12号証）は、省略

追加提出された証拠（第13号証～第22号証（令和4年8月24日提出）及び第23号証（8月25日提出））は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和4年8月4日付けで受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和3年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、資料購入費として計上された3万6,000円、Y議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、資料購入費として計上された3万6,000円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員及びY議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和4年8月26日に請求人の陳述を聴取した。請求人4名が出席し、うち1名が陳述した。令和4年8月24日及び8月25日に追加提出された証拠があった。

(2) 令和4年8月26日に関係職員の陳述を聴取した。

「2 対象所管」から、議会局総務部長、秘書総務課長、秘書総務課長補佐及び総務係長の計4名が出席した。

(3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

(ア) 政務活動が目的であること。

(イ) 政務活動の必要性があること。

(ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。

(エ) 適正な手続がなされていること。

(オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。

- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。
- 会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。
- (カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。
- ※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。
- (キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。
- ※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。
- (ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。
- (ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。
- (コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。
- また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。
- (サ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード

等は利用せず、現金で支払うこととする。)

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 用途に関する指針（用途運用指針「5 用途に関する指針」）

ここでは、具体的な用途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 資料購入費

内 容	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費
主 な 計上例	書籍等購入費、CD・DVD等記録資料、法規類の追録等、新聞・雑誌等購読料等
考え方・ 取扱い	<p>① 購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。 つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。 また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。</p> <p>② 自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。 ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。</p> <p>③ 事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。</p> <p>④ 領収書には、購入した資料の内容（書籍名等）を記載してもらう。 なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に記載する。 また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」（参考様式第9号）を作成し保存する。</p> <p>⑤ 政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最小限の部数を購入することができる。（*参考）</p>

	<p>*参考 政党の発行する新聞雑誌等の購読料について</p> <p>参考1（平成25年11月18日福岡地裁の判決より）会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強いと考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討しているなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活動に当たるといふべきである。</p> <p>参考2（平成26年11月27日奈良地裁の判決より）同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るための資料として購入されているものと認められる。また、購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。</p>
--	---

(7) その他（使途運用指針「6 その他」）

政務活動費に該当しない経費として、次の5項目について定めている。

項 目	具体例
交 際 費 的 経 費	祝金、香典、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会への出席に要する経費、見舞金、せん別、中元、歳暮、祝電・弔電等の儀礼に要する経費、名刺の印刷、年賀状（はがき）の購入、パーティ券購入等に要する経費
政党及び政治団体活動経費	党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費、政党及び政治団体活動の経費、政党の広報紙やパンフレット等の印刷・発送経費、政党組織の事務所設置及び維持管理に要する経費
選 挙 活 動 経 費	選挙運動及び選挙活動に要する経費、選挙用のポスター・ビラ等の作成・印刷経費、選挙活動に係る事務所設置に要する経費（人件費を含む。）、各種選挙時の各種団体への支援依頼等に要する経費
後 援 会 活 動 経 費	後援会の会費、後援会の広報紙やパンフレット等の印刷・発送経費、後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費（人件費を含む）、後援会主催行事に要する経費

そ の 他	条例の趣旨に合致しない経費、公職選挙法等の法令の規定に抵触する経費、私的な活動経費、社会通念上妥当な範囲を超える経費
-------	--

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

2人の議員が政務活動費で統一教会系の組織、国際勝共連合、世界平和連合の機関誌を定期購読していた。その2つの機関誌の購読料が、合計で1万9,512円にもかかわらず、2人とも3万6,000円ずつ出していたのはおかしいということで、住民監査請求を行った。

提出後に調べたところ、新たな証拠が見つかった。

第13号証は、X議員が政務活動費を支出した国際勝共連合では、定期購読とは別枠で、「勝共活動」に賛同する基金制度「勝共こくみん基金」を設けている。

「私たちの運動活動費は基金加入の皆様によって支えられています。ぜひともご協力をよろしくおねがい致します。」とあり、これは、国際勝共連合の活動を支えるための基金で、月3,000円、年額3万6,000円を支払い、この基金に入ると、機関誌やDVDが届くという機関誌購読とは別の制度である。

2人の議員とも、とっている雑誌の数は違う。Y議員は「世界思想」と「思想新聞」、X議員は、その2つに加えて2つ別のものを持っており、さらに、DVD、映像資料もいただいていたとしているが、定期購読料として考えると、それはおかしい。

2種類と4種類だったら、購読料はあきらかに違うはずなのに、2人とも3万6,000円購読料の領収書を出している。この基金に入っているのであれば、これは月3,000円、年間3万6,000円の均一料金で、機関誌も2つほしいから2つ、4つ欲しいから4つ送られ、DVDも欲しいと言ったら、DVDも送られてくる。領収書は購読料と書いてあるが、実は基金にお金を出していたのではないか。

X議員は第14号証で、申込みフォーラムを見ると、2つの雑誌の購読料とは別に「勝共こくみん基金」、月額3,000円、年額3万6,000円のコースがある。

X議員は、住民監査請求が出された後に、報道機関の取材に対して釈明をしているが、言っていることがころころ変わっている。

第15号証では、「差額は知らなかった。団体に差額の返金を求めたい」と言っている。

第16号証では、「4紙誌と書いていたのは記載ミスであった。映像媒体もあり、実際3万6,000円を超えていた。」とし、自分が出していた金額もよく覚えておらず、言っていることが変わっており、いくら払っていたかというものはっきり言わない。

第17号証では、国際勝共連合「Web情報パック」について、「これは、当連合の

映像教材です。個人での会員視聴はもちろん、団体会員になった方にはその組織の方全員が視聴権を得られます。」とある。映像に関しては、「インターネットでご覧いただくか、もしくはご希望の方にはDVDでお届けします」ということで、ばら売りはなく、会員の人数だけに送られるものである。「お申込みフォームへ」をクリックすると、第14号証の資料のページが出る。「情報バック」は、DVDだけの申し込みは無い。

X議員が、自ら「映像媒体ももらっている」と言っている。映像媒体を受け取っているということは、国際勝共連合の「勝共こくみん基金」に入り、これにお金を出したということに等しいと言わざるを得ない。

第18号証、Y議員は、世界平和連合に購読料というかたちで払ったが、世界平和連合のページを見ても同じように、「世界思想」、機関誌の購読料とは別に、「平和基金」がある。これも3,000円からで、月額3,000円、年額3万6,000円である。

なぜ、国際勝共連合や世界平和連合が、実質的には同じ活動をしていて、どちらも機関誌に関しては同じだが、2つの団体の名前を使っているのか。

元々、統一教会、文鮮明氏は、北朝鮮の地域の出身の方だが、韓国で宗教団体、統一教会をつくった。故郷への思いもあり、反共活動、共産主義に対する反感がものすごく強い。

だから、国際勝共連合を60年代につくり、日本をはじめ世界各国で勝共運動を広め、日本の自民党を中心とした政治家をいろいろ取り込んできた。

90年代に入り、ソ連が崩壊して、共産主義諸国が世界からだいぶ消えてしまった。今後は平和ということで、世界平和連合という新しい名前で仕切り直した。

今まで勝共連合、共産主義に勝つということが続けており、仕切り直した団体が世界平和連合であり、実はほとんど同じ組織で、どちらも機関紙が同じという状態になっている。

第19号証、全国、ほかの自治体でも政務活動費を使って、統一教会系の組織の購読料を払っているといったものが発見されている。奈良県議会、奈良市議会でも世界平和連合に政務活動費を支出している議員がいた。奈良市議会議員は、世界平和連合の平和基金と同じ額、月刊誌を定期購読する費用として、平和基金に毎月3,000円支出していた。

県議会議員も過去5年間、機関紙の購読料という名前で、年額3万6,000円を政務活動費から支出していた。

第20号証で、奈良市議会議員が、旧統一教会の友好団体の雑誌を政務活動費で購入したが、過去6年間にさかのぼって21万6,000円を自主的に返還した。新聞取材に「定期購読をするためといいながら、会費だった」とある。全国どこの議員でも、同じケースが多いと思われる。定期購読料という名目の領収書だが、実は、会費、基金への支出で、月額3,000円、年額3万6,000円のコースを申し込み、統一教会側は議員に対して請求し、議員も支払っていることが明らかになっている。

第21号証で、国際勝共連合の機関紙と言いながら、「世界思想」と「思想新聞」は、

世界平和連合でも出版活動としている。2つの団体の機関紙であり、雑誌や新聞、同じ雑誌が両方の団体に機関紙になっているということは、事実上、同じ団体だろう。

Y議員や奈良の議員も世界平和連合だが、今は世界平和連合が中心でやっている。

第22号証で、X議員のホームページで自らが紹介している経歴において、「世界平和連合埼玉県連合会 議長」を務めている。購読料を知らなかったことはありえない話であり、自分が議長という役職にある団体に対して政務活動費を支出することはまずいと思ったのか、同じ機関紙を発行している、事実上同じ団体の国際勝共連合の方の領収書を出したのではないかと疑わざるを得ない。

X議員が購読している「思想新聞」、「世界思想」に関しては、国際勝共連合の機関紙でもあり、第21号証のとおり世界平和連合の出版物でもある。

政務活動費で自らの所属している役職を務めている組織の機関紙、会費を、政務活動費で請求することは、使途運用指針「6その他 政務活動費で該当しない経費」の私的な経費にあたるのではないか。

以上、X議員とY議員の購読料という名目の年額3万6,000円の支出は、実際は購読料ではなく、団体の会費とか基金と書いてあるので、会費以上に問題だと思う。

基金というのは、完全に寄付にあたる。「私たちの活動経費にするための基金です」とはっきり謳っており、それに対して支出したということであれば、政治団体に対する寄付であり、使途運用指針「6その他」に違反する違法な支出である。

定期購読料の金額が違うのであり、どう考えても基金に対する支出である。それを定期購読料や書籍購入費という領収書で、政務活動費から支出したというのは、ある意味、騙したとも言えなくもない。これは是非とも返還を命ずる意見を出してほしい。

3 請求人の陳述に対する監査委員の質疑

請求人の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

- (1) 請求の要旨4(5)に、「このような反社会的な宗教組織関連団体の機関紙誌を政務活動費で購読すること」あるいは、「正規の購読料を上回る金額を支払って、政務活動費を使用することは実質的な寄付だ」として、使途運用指針「6その他<政務活動費に該当しない経費>」に違反するとまとめている。使途運用指針「6その他<政務活動費に該当しない経費>」の「その他 条例の趣旨に合致しない経費、公職選挙法等の法令の規定に抵触する経費、私的な活動経費、社会通念上妥当な範囲を超える経費」中、どの項目に違反しているかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(請求人回答)

使途運用指針「6その他<政務活動費に該当しない経費>」「その他」4項目、「公職選挙法等の法令の規定に抵触する経費」以外の3つ全て該当すると思う。

事実上、団体に対する寄付だ、と。月額3,000円、年額3万6,000円と

設定されているので、どう見てもこれは寄付だと考える。寄付というのは、これは政務活動という、本来の政務活動のために支出する条例の趣旨から逸脱している支出だと思う。

公職選挙法に関しては、2つの団体を調べたところ、国際勝共連合埼玉県本部は北区にあり、世界平和連合の埼玉県本部は浦和区にある。2人の議員は、大宮区、見沼区の議員であり、自分の選挙区内ではないため、寄付をしたとしても、公職選挙法上では、県内の団体の本部がある場所は自らの選挙区外なので、公職選挙法に関しては該当しないと思う。

自ら団体の活動に賛同して、基金にお金を出した。これは当然、私的な活動です。自らの政治信念に基づいた。国際勝共連合と世界平和連合も同じですが、基金にお金を出すことは私的な活動だと思うので、抵触すると思う。

最後に、社会通念上ですが、いろいろな要素があると思う。一つは、統一教会というのは靈感商法とか、かなり強引な形で信者からお金を集めたというのは、70年代から問題となっている。今、再びクローズアップされているが、そういった団体、そういった系列の団体に政務活動費でお金を支出するのは社会通念上どうか。

それと、今回追加資料を出す前の段階の1万9,512円だが、最初、措置請求書を出した段階では、1万9,512円のものに3万6,000円を払ったと思っていたので、定価を上回る、倍近く上回る値段を出した、これは社会通念上、ありえないだろうと。社会通念上、そういった寄付行為に近いものを政務活動費から支出する。これも社会通念上ありえないだろうということで、該当すると思う。

4 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

政務活動費とは、平成12年の地方自治法の一部改正により制度化された「政務調査費」につきまして、平成25年3月1日に施行された地方自治法の一部改正により、その名称を「政務活動費」と改められた。

改正前の政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされていたところ、さらに、平成25年3月施行の法改正で、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めるところにより、「調査研究」から「調査研究その他の活動」へと範囲が拡大され、また、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、併せて、交付条例施行規則を制定し、条例の運用上必要となる様式を整備した。

交付額については、交付条例第4条第1項、及び第5条第1項にあるように、会派支給分は月額34万円または月額14万円的一方を選択、月額14万円を選択した会派の議員及び、いずれの会派にも属さない議員への議員支給分は月額20万円となっている。

次に、政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように、政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。

しかし、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、各会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂を行っている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するため、議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図っており、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取り組んでいくよう努めていく。

続いて、請求人の主張に対する意見を申し上げる。

なお、令和3年度支出分につきましては、令和元年度改訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

また、議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、さいたま市自由民主党議員団Y議員及びX議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め、意見を申し上げる。

はじめに、Y議員に関して、請求人が主張する「令和4年3月18日に、世界平和連合埼玉県連合会に対し令和3年4月分から令和4年3月分まで「世界思想」と「思想新聞」の購読料3万6,000円を、資料購入費として政務活動費から支出した。」という件に関しては、Y議員より「当該金額を資料購入費として計上したことは事実である。

購入した資料については、「世界思想」、「思想新聞」、「View Point」、「情報パック」の4種類である。」との回答を得ている。

なお、4種類の資料を購入したことが分かるよう、令和4年8月25日付けで、領収書等貼付用紙の補記欄の訂正が行われた。

続いて、X議員に関して、請求人が主張する「令和4年3月1日に、国際勝共連合埼玉県本部に対し令和3年分の「思想新聞」「View Point」「真の家族」「世界思想」の新聞購読料・書籍購入費3万6,000円を、資料購入費として政務活動費から支出した。」という件に関しては、X議員より「当該金額を資料購入費として計上したことは事実である。購入した資料については、「思想新聞」、「View Point」、「世界思想」、「情報パック」の4種類である。領収書等貼付用紙の補記欄に記載されていた「真の家族」については、個人から寄贈を受けたもので購入しておらず、補記欄には「真の家族」ではなく、「情報パック」と記載するのが正しい。」との回答を得ている。

なお、令和4年8月25日付けで、領収書等貼付用紙の補記欄の訂正が行われた。

次に、請求人からの「「世界思想」と「思想新聞」は国際勝共連合の機関誌であり、年間購読料はそれぞれ1万800円と8,712円である。したがって両紙を併読した場合の購読料は合計1万9,512円であり、Y議員の「世界思想」と「思想新聞」の年間購読料と称した3万6,000円の支出は、使途運用指針「3運用の基本指針(1)政務活動費支出の原則」「③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること」に違反する。」との主張に対し、Y議員から「資料購入費の内訳について、「世界思想」の年間購読料が1万800円、「思想新聞」の年間購読料が8,712円、「View Point」の年間購読料が7,600円、「情報パック」6本の購入費が1万5,000円、合計4万2,112円となるが、6,112円の割引が入り、3万6,000円となる。したがって3万6,000円の全額が資料購入費である。」との回答を得ている。

続いて、請求人からの「「View Point」は日刊「世界日報」の保存版であり、6ヵ月の購読料(送料込み)3,799円で、年間購読すれば7,598円である。「真の家族」は真の家庭運動推進協議会の機関誌であり、会員に送付されるものであるが、個人正会員は月額会費2,000円+書籍代500円となっており、機関誌だけを年間購読すれば6,000円になる。したがって「世界思想」「思想新聞」と「View Point」「真の家族」の年間購読料は合計3万3,110円であり、X議員の「思想新聞」「View Point」「真の家族」「世界思想」の年間購読料と称した3万6,000円の支出は、使途運用指針「3運用の基本指針(1)政務活動費支出の原則」「③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること」に違反する。」との主張に対し、X議員から「資料購入費の内訳について、「世界思想」の年間購読料が1万800円、「思想新聞」の年間購読料が、8,712円、「View Point」の年間購読料が7,600円、「情報パック」6本の購入が1万5,000円、合計4万2,112円

となるが、6, 112円の割引が入り、3万6, 000円となる。したがって3万6, 000円の全額が資料購入費である。」との回答を得ている。

次に、請求人からの「Y議員とX議員が「世界思想」「思想新聞」等の年間購読料として令和3年度に政務活動費から支出した金額は共に3万6, 000円であるが、Y議員は上述した2誌紙だけ、X議員は2紙に加えて「View Point」「真の家族」の計4紙を購読している。なおX議員は令和2年度には「世界思想」「思想新聞」「View Point」の3誌紙の年間購読料として3万6, 000円を支出していた。購読している誌紙が「世界思想」「思想新聞」を含んで2種類や3種類、4種類と異なっても金額は同じ3万6, 000円では、Y議員とX議員が政務活動費の支出として挙げている年間購読料は実態に即した金額とは言えない。各誌紙がHPで明示している購読料を上回る支出は、世界平和連合埼玉県連合会や国際勝共連合埼玉県本部に対する寄付であると言わざるを得ない。したがって、Y議員の世界平和連合埼玉県連合会に対する購読料支出、及びX議員の国際勝共連合埼玉県本部に対する購読料支出は、使途運用指針「3運用の基本指針(2)実費弁償の原則」「政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当します。」に違反する。」との主張に対し、Y議員及びX議員より「前述した内訳のとおり、3万6, 000円全額が資料購入費であり、寄付には当たらない。」との回答を得ている。

続いて、請求人からの「靈感商法や多額の献金を強要したり、集団結婚などでかねてから社会的に問題となっているような反社会的な宗教組織関連団体の機関誌紙を政務活動費で年間購読し、かつ正規の購読料を上回る金額を支払って、統一教会関連団体に政務活動費を使用して実質的な寄付を行うことは、使途運用指針「6その他<政務活動費に該当しない経費>」「その他 条例の趣旨に合致しない経費、公職選挙法等の法令の規定に抵触する経費、私的な活動経費、社会通念上妥当な範囲を超える経費」に該当する違法な支出である。」との主張に対しては、Y議員及びX議員より「前述の内訳のとおり、3万6, 000円全額が資料購入費であり、寄付には当たらない。また、調査研究に資する資料として購入した。」との回答を得ている。

これらのことから、本件は資料購入費として使途運用指針に沿って支出されており、適正な支出と判断できるものとする。

冒頭、申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分につきましては、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

については、これらの調査結果からも、当該議員の政務活動費の支出は使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求める措置は必要ないとする。

5 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

Y議員は、機関誌2種類だけでなく、「View Point」と「情報パック」も購入していた。X議員は「真の家族」は購入しておらず、代わりに「情報パック」を購入していた。2人とも同じ4種類で、DVDを含め4万2,112円で、3万6,000円に負けてもらい、支払った。

「情報パック」は、第17号証の「情報パック」であり、これは個人での会員、または団体会員など会員向けの媒体資料、映像媒体である。

第14号証では、機関誌だけの購入はできるが、「情報パック」だけの料金、申し込みはできないようになっている。

映像媒体が欲しい場合は、これは基金に、月額3,000円、年額3万6,000円の基金を払わなければいけないというのは明確だと思うので、これは、あくまでも購読料だと言い張る議員の釈明は、事実とは異なるものだと思う。

追加で提出された資料に対しては、何の弁明もされていないということは、認めたということなのか。第13号証から第22号証について、何にも触れていなかったが、これを否定しないということは認めたということ。

6 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

関係職員の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

- (1) 令和4年8月25日に領収書等貼付用紙の記載を訂正し、4種類の購読で4万2,112円ということを確認したという説明があった。この1万800円、8,712円、7,600円、1万5,000円は、何によって確認したのか。

(秘書総務課長回答)

議長調査の中で、内訳を求めたところ、議員から提示を受け、購入先の団体から出てきた内訳書を確認した。

- (2) 内訳書は、購入先の印が入ったものか。また、2議員とも提示があったのか。

(秘書総務課長回答)

押印がある内訳書について、それぞれ提示があった。

- (3) それを確認したうえで、令和4年8月25日に領収書等貼付用紙の補記を訂正したのか。

(秘書総務課長回答)

そのとおり。

- (4) 最初の段階では、領収書の記載金額が3万6,000円で、一人は2誌、もう一人は4誌と但し書きがあったが、その時点では内容は確認しなかったのか。

(秘書総務課長回答)

その時点での確認では、それぞれ数は違うが、ワンセットで3万6,000円と口頭での回答があった。

- (5) 2人とも4誌購入ということは、当初の領収書は4誌と2誌とで異なっていたが、領収書の但し書きは、誤っていたということによいか。

(秘書総務課長回答)

Y議員は、2誌の領収書への記入があった。

X議員は、書籍等購入記録票に記入があり、領収書等貼付用紙の空欄への補記をお願いしたところ、「情報パック」と書くところを、書き間違えて「真の家族」と記載した。

- (6) 請求人が主張する「反社会的宗教組織関連団体」の機関誌の購入について、この書籍が「調査研究に関するもの」である場合、請求人が主張するような組織からの購入は認められると判断したということによいか。

(秘書総務課長回答)

宗教組織関連団体等の機関誌への支出であっても、政務活動であるか否かの判断は、議員に委ねられ、議員の自律的な判断が尊重されるべきものと考えているため、それだけをもって違法な支出、購入を認めないとは判断できない。

- (7) 当初、収支報告書が提出されたとき、書籍等購入記録票の記入はどのようになっていたか。また、書籍等購入記録票についても訂正があったのか。

(秘書総務課長回答)

Y議員に関しては2誌の書籍等購入記録票の提示があり、X議員に関しては「真の家族」を含めて5種類の記載があった。

書籍等購入記録票は、令和4年8月22日に実施した議長調査の実施時点で修正がなされた。

- (8) 書籍等購入記録票が提示された段階で、議会局の方で、普段から内容を確認するのか。

(秘書総務課長回答)

4月の段階で、事務局、調査機関と2回確認を行っている。

- (9) 記載内容が間違っているにもかかわらず、それを確認の中で浮かび上がらせることはできないということか。

(秘書総務課長回答)

Y議員に関しては、領収書と書籍等購入記録票だけを付け合わせた場合は、その時点では合致していたことになる。結果的には漏れていたのかもしれない。

- (10) 押印された内訳書が提示され、それに基づき訂正がなされたということだが、この内訳書はいつの日付か。

(秘書総務課長回答)

内訳書に日付の記載はない。議員を通して確認したのは、議長調査のあった令和4年8月22日である。

7 法第199条第8項の規定による調査事項

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

- (1) 新たに提示された内訳書の写しを提供されたいとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

内訳書の写しが提供された。

(内訳書における資料代内訳)

X議員：

R3年4月～R4年3月

- ・「思想新聞」年間購読料 8,712円
- ・「世界思想」年間購読料 10,800円
- ・「情報パック」2,500円×6本=15,000円
- ・「View Point」年間購読料 7,600円 資料代計42,112円
＜減額 ▲6,112円＞ 領収額36,000円

Y議員：

R3年4月～R4年3月

- ・「思想新聞」年間購読料 8,712円
- ・「世界思想」年間購読料 10,800円
- ・「情報パック」2,500円×6本=15,000円
- ・「View Point」年間購読料 7,600円 資料代計42,112円
＜減額 ▲6,112円＞ 領収額36,000円

- (2) 当該政務活動費は、領収書及び内訳書では書籍等の購入の名目となっている。政務活動費の使途としては、明細にあるとおり「書籍・DVDの購入」に充てたか。それとも、請求人が主張する「基金」若しくは「会費」へ支出し、書籍・DVD等の提供を受けていたのか、との質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

8月26日の陳述のとおり、Y議員及びX議員から、「3万6,000円の全額が資料(書籍・DVD)の購入費である。」との回答を受けており、「基金」、「会費」への支出はない。

- (3) 請求人は、自ら団体の活動に賛同し、基金に政務活動費から支出したとし、「私的な活動経費」と主張するが、見解は、との質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

調査研究に資する資料を購入するための支出であり、私的な活動経費ではない。8

月26日の陳述のとおり、8月22日の議長調査において、Y議員及びX議員の「書籍等購入記録票」を確認している。

- (4) 請求人は、X議員は世界平和連合埼玉県連合会の議長だとして、自らの所属し、役職を務める組織の機関誌を政務活動費で購入することは「私的な経費」にあたりと主張するが、令和3年度において、X議員はその役職を務めていたのか。との質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

X議員から、「令和3年度において、世界平和連合埼玉県連合会の議長の役職は務めていない。」との回答を受けている。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和3年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、資料購入費として計上された3万6,000円、Y議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、資料購入費として計上された3万6,000円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がX議員及びY議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

本請求は、市長が令和3年度にX議員に交付した政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、資料購入費として計上された3万6,000円、Y議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、資料購入費として計上された3万6,000円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、計7万2,000円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員及びY議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等

の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

本請求の監査対象とした、令和3年度にX議員に交付された政務活動費のうち、資料購入費として計上された3万6,000円及びY議員に交付された政務活動費のうち、資料購入費として計上された3万6,000円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がX議員及びY議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出が使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

まず、資料購入費のうち、X議員の購入した「思想新聞」「View Point」「真の家族」「世界思想」の年間購読料は合計3万3,110円であり、また、Y議員の購入した「世界思想」「思想新聞」の年間購読料は合計1万9,512円であり、年間購読料と称した3万6,000円の支出は使途運用指針「3運用の基本指針(1)政務活動費支出の原則」に違反するとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「当該金額を資料購入費として計上したことは事実である。購入した資料については、「思想新聞」、「View Point」、「世界思想」、「情報パック」の4種類である。領収書等貼付用紙の補記欄に記載されていた「真の家族」については、個人から寄贈を受けたもので購入しておらず、補記欄には「真の家族」ではなく、「情報パック」と記載するのが正しい。資料購入費の内訳について、「世界思想」の年間購読料が1万800円、「思想新聞」の年間購読料が、8,712円、「View Point」の年間購読料が7,600円、「情報パック」6本の購入が1万5,000円、合計4万2,112円となるが、6,112円の割引が入り、3万6,000円となる。したがって3万6,000円の全額が資料購入費である。」との回答を得ている。Y議員から「当該金額を資料購入費として計上したことは事実である。購入した資料については、「世界思想」、「思想新聞」、「View Point」、「情報パック」の4種類である。資料購入費の内訳について、「世界思想」の年間購読料が1万800円、「思想新聞」の年間購読料が8,712円、「View Point」の年間購読料が7,600円、「情報パック」6本の購入費が1万5,000円、合計4万2,112円となるが、6,112円の割引が入り、3万6,000円となる。したがって3万6,000円の全額が資料購入費である。」との回答を得ている。

また、令和4年8月25日に領収書等貼付用紙の記載を訂正し、4種類の購読で4万2,112円ということを確認したという説明があった。この1万800円、8,712円、7,600円、1万5,000円は、何によって確認したのかとの監査委員の質疑に対し、議長調査の中で、内訳を求めたところ、議員から提示を受け、購入先の団体から出てきた内訳書を確認したとしている。さらに、内訳書は、購入先の印が入ったものか。また、2議員とも提示があったのかとの監査委員の質疑に対し、押印がある内訳書について、それぞれ提示があったとしている。

なお、4種類の資料を購入したことが分かるよう、X議員、Y議員とも令和4年8月25日付けで、領収書等貼付用紙の補記欄の訂正が行われている。

使途運用指針「3運用の基本指針 (1)政務活動費支出の原則」においては、「③政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること」と規定され、本件支出について、X議員、Y議員ともに内訳書が提示され、領収書等貼付用紙の補記欄の訂正が行われており、領収書の金額に妥当性があることが認められるものと解する。

その他、X議員及びY議員の資料購入費に係る支出について、事実証明書におけるホームページの情報並びに他自治体での事例のみをもって、本件支出が請求人の主張する会費若しくは基金への支出であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということとはできない。

次に、資料購入費のうち、X議員、Y議員とも「世界思想」「思想新聞」等の年間購読料として令和3年度に政務活動費から支出した額は、共に3万6,000円であるが、購読している誌紙の数が異なっても同じ金額では、年間購読料は実態に即した金額とは言えず、HPで明示している購読料を上回る支出は、世界平和連合埼玉県連合会や国際勝共連合埼玉県本部に対する寄付であると言わざるを得ず、使途運用指針「3運用の基本指針(2)実費弁償の原則」に違反するとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員及びY議員より「前述した内訳のとおり、3万6,000円全額が資料購入費であり、寄付には当たらない。」との回答を得ている。

また、令和4年8月25日に領収書等貼付用紙の記載を訂正し、4種類の購読で4万2,112円ということを確認したという説明があった。この1万800円、8,712円、7,600円、1万5,000円は、何によって確認したのかとの監査委員の質疑に対し、議長調査の中で、内訳を求めたところ、議員から提示を受け、購入先の団体から出てきた内訳書を確認したとしている。さらに、内訳書は、購入先の印が入ったものか。また、2議員とも提示があったのかとの監査委員の質疑に対し、押印がある内訳書について、それぞれ提示があったとしている。

なお、4種類の資料を購入したことが分かるよう、X議員、Y議員とも令和4年8月25日付けで、領収書等貼付用紙の補記欄の訂正が行われている。

使途運用指針「3運用の基本指針 (2)実費弁償の原則」においては、「政務活動費は、

「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当します。」と規定され、本件支出について、X議員、Y議員ともに内訳書が提示され、領収書等貼付用紙の補記欄の訂正が行われており、書籍等の購読料の金額の実費に政務活動費を充てていることが認められるものと解する。

その他、X議員及びY議員の資料購入費に係る支出について、事実証明書におけるホームページの情報並びに他自治体での事例のみをもって、本件支出が請求人の主張する会費若しくは基金への支出であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するという事はできない。

続いて、資料購入費のうち、靈感商法や多額の献金を強要したり、集団結婚などでかねてから社会的に問題となっている反社会的な宗教組織関連団体の機関誌紙を政務活動費で年間購読し、かつ正規の購読料を上回る金額を支払って、実質的な寄付を行うことは、使途運用指針「6その他 <政務活動費に該当しない経費>」「その他 条例の趣旨に合致しない経費、私的な活動経費、社会通念上妥当な範囲を超える経費」に該当する違法な支出であると請求人は主張している。

まず、使途運用指針「6その他 <政務活動費に該当しない経費>」「その他 条例の趣旨に合致しない経費」について、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員及びY議員から「前述した内訳のとおり、3万6,000円全額が資料購入費であり、寄付には当たらない。」との回答を得ている。

また、令和4年8月25日に領収書等貼付用紙の記載を訂正し、4種類の購読で4万2,112円ということを確認したという説明があった。この1万800円、8,712円、7,600円、1万5,000円は、何によって確認したのかとの監査委員の質疑に対し、議長調査の中で、内訳を求めたところ、議員から提示を受け、購入先の団体から出てきた内訳書を確認したとしている。さらに、内訳書は、購入先の印が入ったものか。また、2議員とも提示があったのかとの監査委員の質疑に対し、押印がある内訳書について、それぞれ提示があったとしている。

さらに、法第199条第8項の調査において、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、「Y議員及びX議員から、「3万6,000円の全額が資料（書籍・DVD）の購入費である。」との回答を受けており、「基金」、「会費」への支出はない。」との回答を得ている。また、「調査研究に資する資料を購入するための支出であり、私的な活動経費ではない。8月22日の議長調査において、Y議員及びX議員の「書籍等購入記録票」を確認している。」との回答を得ている。

なお、4種類の資料を購入したことが分かるよう、X議員、Y議員とも令和4年8月25日付けで、領収書等貼付用紙の補記欄の訂正が行われている。

使途運用指針「6その他 <政務活動費に該当しない経費>」においては、「その他 条例の趣旨に合致しない経費」と規定され、交付条例第1条においては「この条例は、（略）、さいたま市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部と

して、議会における会派及び議員に対して交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。」と規定されており、本件支出について、X議員、Y議員ともに内訳書が提示され、領収書等貼付用紙の補記欄の訂正が行われており、調査研究に資する資料を購入するため、書籍等の購読料の金額の実費に政務活動費を充てていることが認められるものと解する。

その他、X議員及びY議員の資料購入費に係る支出について、事実証明書におけるホームページの情報並びに他自治体での事例のみをもって、本件支出が請求人の主張する会費若しくは基金への支出であると認めるに足りる証拠はない。

これらのことから、請求人の主張する「6その他 <政務活動費に該当しない経費>」における「その他 条例の趣旨に合致しない経費」とは認められないものと解する。

次に、使途運用指針「6その他 <政務活動費に該当しない経費>」における「その他私的な活動経費」について、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員及びY議員から「前述した内訳のとおり、3万6,000円全額が資料購入費であり、寄付には当たらない。」との回答を得ている。

また、令和4年8月25日に領収書等貼付用紙の記載を訂正し、4種類の購読で4万2,112円ということを確認したという説明があった。この1万800円、8,712円、7,600円、1万5,000円は、何によって確認したのかとの監査委員の質疑に対し、議長調査の中で、内訳を求めたところ、議員から提示を受け、購入先の団体から出てきた内訳書を確認したとしている。さらに、内訳書は、購入先の印が入ったものか。また、2議員とも提示があったのかとの監査委員の質疑に対し、押印がある内訳書について、それぞれ提示があったとしている。

さらに、法第199条第8項の調査において、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、「Y議員及びX議員から、「3万6,000円の全額が資料（書籍・DVD）の購入費である。」との回答を受けており、「基金」、「会費」への支出はない。」との回答を得ている。また、「調査研究に資する資料を購入するための支出であり、私的な活動経費ではない。8月22日の議長調査において、Y議員及びX議員の「書籍等購入記録票」を確認している。」との回答を得ており、さらに、X議員から「令和3年度において、世界平和連合埼玉県連合会の議長の役職は務めていない。」との回答を得ている。

なお、4種類の資料を購入したことが分かるよう、X議員、Y議員とも令和4年8月25日付けで、領収書等貼付用紙の補記欄の訂正が行われている。

使途運用指針「6その他 <政務活動費に該当しない経費>」においては、「その他 私的な活動経費」と規定され、本件支出について、内訳書が提示され、X議員、Y議員ともに領収書等貼付用紙の補記欄の訂正が行われており、調査研究に資する資料を購入するため、書籍等の購読料の金額の実費に政務活動費を充てていることが認められるとともに、X議員は令和3年度において世界平和連合埼玉県連合会の議長の役職を務めていないものとされている。

その他、X議員及びY議員の資料購入費に係る支出について、事実証明書におけるホームページの情報並びに他自治体での事例のみをもって、本件支出が請求人の主張する会費若しくは基金への支出であると認めるに足りる証拠はない。

これらのことから、請求人の主張する「6 その他 <政務活動費に該当しない経費>」における「その他 私的な活動経費」とは認められないものと解する。

続いて、使途運用指針「6 その他 <政務活動費に該当しない経費>」「その他 社会通念上妥当な範囲を超える経費」について、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員及びY議員から「前述した内訳のとおり、3万6,000円全額が資料購入費であり、寄付には当たらない。」との回答を得ている。

また、令和4年8月25日に領収書等貼付用紙の記載を訂正し、4種類の購読で4万2,112円ということを確認したという説明があった。この1万800円、8,712円、7,600円、1万5,000円は、何によって確認したのかとの監査委員の質疑に対し、議長調査の中で、内訳を求めたところ、議員から提示を受け、購入先の団体から出てきた内訳書を確認したとしている。さらに、内訳書は、購入先の印が入ったものか。また、2議員とも提示があったのかとの監査委員の質疑に対し、押印がある内訳書について、それぞれ提示があったとしている。

さらに、法第199条第8項の調査において、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、「Y議員及びX議員から、「3万6,000円的全額が資料（書籍・DVD）の購入費である。」との回答を受けており、「基金」、「会費」への支出はない。」との回答を得ている。また、「調査研究に資する資料を購入するための支出であり、私的な活動経費ではない。8月22日の議長調査において、Y議員及びX議員の「書籍等購入記録票」を確認している。」との回答を得ている。

使途運用指針「6 その他 <政務活動費に該当しない経費>」においては、「その他 社会通念上妥当な範囲を超える経費」と規定され、前述の最高裁判例において、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、政務活動費においても同様に該当すると解されることから、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならない。政務活動費が公金であることに鑑み、その使途においては、慎重に行うべきと考えるが、本件支出について、調査研究に資する資料の購入が確認できることから、請求人が主張する「反社会的な宗教組織関連団体の機関誌紙を政務活動費で年間購読」することをもって、直ちに使途運用指針に違反するとまではいえないと解する。さらに、X議員、Y議員ともに内訳書が提示され、領収書等貼付用

紙の補記欄の訂正が行われており、調査研究に資する資料を購入するため、書籍等の購読料の金額の実費に政務活動費を充てていることが認められる。

その他、X議員及びY議員の資料購入費に係る支出について、事実証明書におけるホームページの情報並びに他自治体での事例のみをもって、本件支出が請求人の主張する会費若しくは基金への支出であると認めるに足りる証拠はない。

これらのことから、請求人の主張する「6 その他 <政務活動費に該当しない経費>」における「その他 社会通念上妥当な範囲を超える経費」とは認められないものと解する。したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということとはできない。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和3年度にX議員に交付された政務活動費のうち、資料購入費として計上された3万6,000円及びY議員に交付された政務活動費のうち、資料購入費として計上された3万6,000円について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、市長がX議員及びY議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員としての意見を以下に述べる。

(意見)

現在、使途運用指針においては、「4 共通事項 (1)領収書等について」において、「⑥領収書には宛名、日付、品名及び内訳等(単価、個数等)を明記してもらいます。」とあるが、対象となった領収書においてはその単価等が記載されておらず、また領収書等貼付用紙への補記の内容に訂正が生じており、結果として、政務活動費の運用に対する住民の不信感を増大させ、議会や議員に対する信用・信頼を大きく毀損することにつながりかねないと考える。

政務活動費の透明性の確保については、使途の透明性が一層強く求められることから、支出証拠書類の記載方法や確認等について、一段の透明性向上に努め、政務活動費における制度において、市民に疑念を抱かれることがないような運用を望むものである。